

地域おこし協力隊 活動日記

愛南町の新たな地域おこし協力隊員として、岡山県出身の松本真依さんと兵庫県出身の名田太郎さんが5月1日付けで着任しました。松本さんは水産課に、名田さんは農業支援センターに在籍し、水産や農業の各分野の活性化に携わっていく予定です。



名田太郎さん(左)、清水雅文町長(中央)▶松本真依さん(右)

水産課所属の松本真依さん



松本さんは、学生時代町内の愛媛大学南予水産研究センターで2年間研修を行った際に、町の豊かな自然や新鮮な水産物、町民の人柄に魅了されました。

岡山県で旅行会社に就職後も毎年愛南町を訪れ、町が一丸となって水産物のブランド化や、積極的に魅力発信に取り組む姿に惹かれ、協力隊として活動したいと思い応募を決意したそうです。今後の取り組みについて松本さんは、「愛媛県外の方に愛南町を知ってもらえる商品の開発や、海外への輸出にも興味があるので、一人でも多くの方が町を訪れるきっかけになるような魅力発信に努めていきたい」と意気込みを述べました。

農業支援センター所属の名田太郎さん



名田さんは、プロジェクトマネージャーとして全国各地を奔走している際に、自然豊かな田舎への移住を考えていたところ、愛南町で協力隊を募集していることを知り応募しました。

「高知県、愛媛県のいいところが全て詰まっている愛南町の環境全てが気に入った」と話す名田さん。「第1次産業に関わるのは初めてですが、人間性の強さやチームワークを作り、進捗の管理をするプロマネの強みを生かしていきたい」と語り、「協力隊として水産・農業・商工観光の各カテゴリーで隊員3人が一緒に出来ることを進め、まずは一人でも多く愛南町へ来てもらうことに繋げる働きをしたい」と今後の抱負を述べました。

企業から消毒液の寄付を受けました

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各企業から消毒液の寄付を受けました。町内で消毒液を必要としている施設等で活用させていただきます。ありがとうございました。

寄付者	所在地	受領物品	受領日
株式会社サンメディカル	宇和島市	手指消毒液 1000本	4月19日(月)
ダスキン南宇和	愛南町	持続除菌洗浄液 16本 手指消毒液 16本	4月28日(水)



▲株式会社サンメディカルの野本政孝会長(右)から目録を受領する清水雅文町長

お知らせ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料(税)が減免となります。申請期限は令和4年3月31日です。期限までに申請書を提出してください。

【保険料(税)の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料(税)を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(※)の減少が見込まれ、以下の要件に該当する世帯の方 ⇒ **保険料(税)の一部を減額**
- ※事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入です。前年の事業所得などが0円の方は、減免対象となりません。

【保険料(税)が一部減額される具体的な要件】

- (1)世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- (2)世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- (3)減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- 介護保険料については、上記の(1)および(3)が要件となります。また、申請にあたっては収入を証明する書類が必要となります。

【対象となる保険料(税)】

令和3年度分の保険料(税)

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、お問い合わせください。
また、町ホームページにも関連情報を掲載しています。



愛南町
ホーム
ページ

問：税務課
電話：72-7301

お知らせ 医療費受給者証の更新手続き

次の各医療費受給者証の更新について、対象者に更新申請書を郵送します。期間内に更新手続きを行ってください。

【ひとり親家庭医療費受給者証】**持参していただくもの**

印鑑、健康保険証、現在交付中のひとり親家庭医療費受給者証、20歳以上の学生の方は在学証明書、送付の更新申請書

※前年の所得に対し所得税が課税の場合、ひとり親家庭医療は該当になりません。ただし、所得税の判定は年少扶養控除廃止前の規定によって再計算するため、源泉徴収票等で課税である方も該当する場合がありますのでご相談ください。

※所得税が課税されていない場合は該当となりますが、受給者証をお持ちでない方は更新手続きでなく新たに申請が必要になりますので、収入や控除に増減があった方はご注意ください。

【重度心身障害者医療費受給者証】**持参していただくもの**

印鑑、健康保険証、現在交付中の重度心身障害者医療費受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、送付の更新申請書

▶申請期間 いずれも6月18日(金)~30日(水)

▶申請(手続き)場所 町民課または各支所

問：町民課 電話：72-7300

募集 愛南町商工観光業振興懇話会の委員募集

町では、愛南町商工観光業振興懇話会の委員を募集します。申し込み方法等、詳しくはお問い合わせください。

▶職務の内容

- ①商工観光業の発展および振興のための方針に関すること
- ②愛南町一本松温泉あけぼの荘の運営に関すること
- ③愛南町旅客船事業に関すること

▶報酬 日額7,000円(交通費支給 無し)

▶公募人数 2人(委員定数15人以内)

▶任期 委嘱の日から令和5年3月31日まで

▶応募資格 町内在住で、商工観光業の振興に関心のある方

▶募集期間 6月1日(火)~30日(水)

▶注意事項 委員会等の委員を3つ以上兼務している方は応募できません。



愛南町
ホーム
ページ

問：商工観光課 電話：72-7315

おしらせ 国民健康保険税の算定方法変更

国の税制改正により、国民健康保険税に係る軽減判定基準が次のとおり変更となります。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける者をいいます。

※軽減判定において、65歳以上の者の年金所得は15万円の特別控除があります。

※軽減判定には、国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行した者の所得および人数も含めません。

※軽減判定所得には、専従者控除は行いません。

※軽減判定所得には、譲渡所得の特別控除は行いません。



愛南町
ホームページ

問：税務課 電話：72-7301

軽減判定基準

【7割軽減】

	基準となる所得金額
現在	世帯主と加入者の合計所得が 33 万円以下
変更後	世帯主と加入者の合計所得が 43 万円 +10 万円×(給与所得者等の数 - 1) 以下

【5割軽減】

	基準となる所得金額
現在	世帯主と加入者の合計所得が 33 万円 + (28.5 万円×加入者数) 以下
変更後	世帯主と加入者の合計所得が 43 万円 + (28.5 万円×加入者数) +10 万円×(給与所得者等の数 - 1) 以下

【2割軽減】

	基準となる所得金額
現在	世帯主と加入者の合計所得が 33 万円 + (52 万円×加入者数) 以下
変更後	世帯主と加入者の合計所得が 43 万円 + (52 万円×加入者数) +10 万円×(給与所得者等の数 - 1) 以下

おしらせ 時間差で発生する巨大地震に備えましょう

南海トラフ地震は約100年から150年間隔で繰り返し発生していますが、その発生の方はさまざま、大きな地震が一度に発生することもあれば、過去には東西に分かれて時間差で発生したこともあります。

南海トラフ沿いの片側で大きな地震が発生した場合など、南海トラフ地震の発生確率が高まっていると判断された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。

臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、日頃からの地震に対する備え(※)を再確認しましょう。また、次の地域には、前震による津波警報等が解除された後、後発地震に備え町から一週間の避難を呼び掛けします。

▶南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に避難が必要となる地域

地域	事前避難対象地域	
	住民事前避難対象地域 (避難指示発令対象地域)	高齢者等事前避難対象地域 (高齢者等避難発令対象地域)
内海地域	網代、魚神山、油袋、家串、平簗	須ノ川、柏崎、柏
御荘地域	—	馬瀬の一部(僧都川と蓮乗寺川の間にある区域)、防城成川、赤水、高畑、尻貝、奥の谷、中の谷、高手、灘前、左右水、猿鳴
城辺地域	脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、東浜、中組、西浜、鼻前、鮪越、古月、日土、大寿浦、真浦、西真浦、新浦	—
一本松地域	満倉	—
西海地域	越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊、内泊	—

※日頃からの地震に対する備え

- ・避難場所、避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し袋の確認

「南海トラフ地震臨時情報」等の詳しい内容については、町ホームページでご確認ください。

問：防災対策課 電話：72-0131



愛南町
ホームページ

お知らせ 児童手当のご案内

児童手当は、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。

▶支給手続き 児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員の方は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されます。

- ▶支給月額
 - 3歳未満 一律15,000円
 - 3歳以上小学校終了前
 - 第1子・第2子 10,000円
 - 第3子以降 15,000円
 - 中学生 一律10,000円

※ただし、児童を養育している方の前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額一律5,000円が支給されます。

▶支払時期 毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

児童手当を受けている方へ

現在、児童手当を受給されている方は、毎年6月1日から30日(土日・祝日は除く)の間に「現況届」を提出しなければなりません。これは毎年6月1日における状況を届け、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

現在、児童手当を受給されている方には、個別に現況届の通知を郵送しますので、必ず、6月30日(水)までに保健福祉課または各支所で手続きをお願いします。



愛南町
ホームページ

|| 問：保健福祉課 電話：72-1212

お知らせ 「愛結びコーナー」の特設会場が開設されます

「愛結び」とは、独身男女が自身のプロフィールを登録(会員登録)、相手情報を閲覧し、えひめ結婚支援センターが個別にお引き合わせを行います。

会員登録、閲覧をする場合は事前に予約を行い、「愛結びコーナー」へ直接行く必要があります。

詳しくは、お問い合わせください。

- ▶開設場所 御荘文化センター3階(研修室)
- ▶開設日 毎月第3日曜日

※第3日曜日に開設できない場合は、他の日に開設します。

▶開設時間 11:00～14:00(最終受け付け)

|| 問：えひめ結婚支援センター 電話：0893-57-6705
企画財政課 電話：72-7317

お知らせ 歯周疾患検診について

歯周病の早期発見・早期治療のために40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に歯周疾患検診を実施しています。

検診を受けるためには検診票と依頼書が必要ですので、事前に保健福祉課または城辺保健福祉センターにお申し込みください。

▶令和3年度対象者

年齢	対象生年月日
40歳	昭和56年4月1日～昭和57年3月31日
50歳	昭和46年4月1日～昭和47年3月31日
60歳	昭和36年4月1日～昭和37年3月31日
70歳	昭和26年4月1日～昭和27年3月31日

▶検診料 無料(治療代は自己負担になります)

▶受診期間 令和4年2月28日(月)まで

|| 問：保健福祉課 電話：72-1212
城辺保健福祉センター 電話：73-7400

お知らせ 乳房超音波検診について

30歳代女性を対象とした乳がん検診(乳房超音波)を次の日程で実施します。

受診を希望される方は、事前にお申し込み下さい。

▶対象 30歳～39歳 女性

▶日時・場所

日時	場所
9月21日(火)	城辺保健福祉センター
① 9:30～11:00 ② 13:00～14:00	
9月29日(水)	御荘文化センター
① 9:30～11:00 ② 13:00～14:30	

※希望の時間を事前にお聞きし調整させていただきます。
(要予約：人数制限あり)

|| 問：保健福祉課 電話：72-1212
城辺保健福祉センター 電話：73-7400

お知らせ 新婚さんの新生活を応援します

愛南町では、新婚世帯を対象に、婚姻に伴う新居の取得や賃借、新居への引越し費用の補助を行います。詳しくはお問い合わせください。

▶対象者

婚姻日において夫婦ともに39歳以下
世帯所得400万円未満の新婚世帯

▶補助金額

①夫婦の年齢がともに29歳以下の場合
60万円

②①以外の夫婦の場合 30万円

▶申請期間 婚姻日から1年間

|| 問：企画財政課 電話：72-7317

お知らせ 都市計画に関する説明会および公聴会

一本松内海線(四国横断自動車道)およびインター連絡線のルートや道路構造に関する都市計画決定と都市計画公園の変更について、説明会および公聴会を開催します。

公聴会で意見を述べようと考えている方は、愛媛県都市計画課または町建設課にお問い合わせの上、6月18日(金)までに、郵送または直接、公述申出書をご提出ください(期限までに公述申出書の提出がない場合は公聴会は開催されません)。

▶説明会および公聴会

会議名称	日時		場所
説明会	6月7日(月)	① 14:00 ~ 16:00 ② 19:00 ~ 21:00	御荘文化センター 2階大研修室
	6月8日(火)		DE・あ・い・21 4階多目的ホール
	6月9日(水)		役場本庁 3階大会議室
	6月10日(木)		一本松公民館 1階ホール
公聴会	7月5日(月)	19:00 ~	役場本庁 3階大会議室

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、入場制限の実施または開催方法を変更する場合があります。

▶案件名称 ①一本松内海線の決定 ②御荘インター連絡線の決定

③城辺インター連絡線の決定

④第7号南予レクリエーション都市公園の変更

|| 問：愛媛県都市計画課 電話089-912-2738
建設課 電話：72-7313

お知らせ 「愛南町公共交通フォトコンテスト2020」入賞作品

町内を運行する路線バス、タクシーなどの公共交通機関を身近に感じてもらうことを目的として、「愛南町公共交通フォトコンテスト2020」を開催しました。応募14作品のうち、審査会において8点の入賞作品を選定しました。特に評価が高かったのが以下の3作品です。なお、全ての入賞作品を町ホームページに掲載しています。



愛南町
ホーム
ページ



「海岸線をぬって走る」 濱本 秀雄(船越)



「家路」 幸田 健一(御荘平城)



「残雪」 上田 隆光(城辺甲)

愛南町
ホーム
ページ



あいなんバスの路線図・時刻表等はこちらから確認できます。

|| 問：総務課 電話：72-1211

おしらせ 愛南町職員の給与・定員管理等を公表します

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2および愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町の人事行政の運営等の状況概要を公表します。なお、紙面の都合上、詳細は町ホームページに掲載しますのでご覧ください。



愛南町
ホーム
ページ

4. 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (R2.4.1 現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
職務	主事	主査	係長・主任	課長補佐	課長	総括課長
職員数	37人	22人	46人	89人	31人	2人
構成比	16.3%	9.7%	20.3%	39.1%	13.7%	0.9%

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

愛南町職員の人事評価に関する規則に基づき、毎年1回(定期的に)人事評価を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮および推進を図っています。

また、人事異動に当たっての希望、勤務状況についての自己評価、現在の仕事についての成果などを申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

5. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (R1 年度)

区分	期末手当	勤勉手当	1人当たりの平均支給額
賞与	2.60 月分	1.90 月分	1,518 千円

(2) 退職手当 (R2.4.1 現在)

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	その他の加算措置	1人当たり平均支給額
勲奨・定年	24.58 6875 月分	33.27 075 月分	47.70 9 月分	47.70 9 月分	定年前早期退職特別措置(2~20%加算)	18,151 千円
自己都合	19.66 95 月分	28.03 95 月分	39.75 75 月分	47.70 9 月分	-	1,247 千円

※職務の級等の区分に応じた調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算しています。

※職員手当の1人当たり平均支給額は、R1年度に退職した職員に支給した平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (R2.4.1 現在)

R1 年度 決算	支給実績	3,003 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	73,243 円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	12.0%
R2 年度	手当の種類(手当数)	9

(4) 時間外勤務手当

R1 年度 決算	支給実績	63,958 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	187 千円
H30 年度 決算	支給実績	64,695 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	185 千円

1. 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
14,254,045 千円	2,715,225 千円	19.0%

人口20,969人(R2.1.1現在)

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
1,233,103 千円	174,001 千円	493,870 千円	1,900,974 千円

一人当たりの給与費5,558千円(職員数342人)

※職員手当には、退職手当を含みません。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況 (R2.4.1 現在)

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.8 歳	310,400 円	341,882 円
技能労務職	53.3 歳	268,736 円	276,728 円

(2) 職員の初任給の状況 (R2.4.1 現在)

区分	愛南町	愛媛県
一般行政職	大学卒	186,427 円
	高校卒	153,564 円
技能労務職	大学卒	189,643 円
	高校卒	155,674 円

3. 一般行政職給料表等の状況 (R2.4.1 現在)

(1) 一般行政職の給料表の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	146,830 円	196,477 円	232,657 円	265,521 円	291,148 円	320,796 円
最高号級の給料月額	248,838 円	305,721 円	351,750 円	386,121 円	394,965 円	412,251 円

(2) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(R2.4.1 現在)

区分		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	243,726 円	330,809 円	361,915 円	378,498 円
	高校卒	224,316 円	296,237 円	346,724 円	361,548 円
技能労務職	高校卒	-	245,889 円	273,510 円	283,108 円
	中学卒	-	-	264,114 円	-

9. 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇 (H31.1.1 ~ R1.12.31)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	消化率 (B/A)
7,843 日	1,667 日	198 人	8.4 日	21.3%

(2) 育児休業等の取得状況 (R1 年度)

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	1 人	4 人	5 人
うち新規取得者数	1 人	1 人	2 人
部分休業取得者数	0 人	0 人	0 人
うち新規取得者数	0 人	0 人	0 人
深夜勤務および時間外勤務の制限請求者数	0 人	0 人	0 人
うち新規取得者数	0 人	0 人	0 人

10. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

職員の勤務能率の発揮および増進のため、以下の研修を実施しています。

区分	研修名等	
職場内研修	接遇研修、メンタルヘルス研修ほか	
職場外研修	基本研修	新採職員研修、初級職員研修、中級職員研修、係長級研修、課長級研修ほか
	階層別研修	新採職員研修、初級職員研修、中級職員研修、係長級研修、課長級研修ほか
	ステージアップ研修	行政法講座、政策法務講座、地方自治法講座、文章力実践・基礎講座ほか
派遣研修	専門研修機関	市町村アカデミー研修
	官公庁	愛媛県

11. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況 (R2 年度)

職員定期健康診断および健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。

また、定期的に産業医が職場を巡視し、健康障害の防止および快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況 (R2 年度)

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医、衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況 (R1 年度普通会計決算)

区分	負担金額	
共済組合負担金	愛媛県市町村職員共済組合	391,988 千円
	愛媛県公立学校共済組合	12,056 千円
愛媛県市町村互助会	2,499 千円	

(4) 公務災害の状況 (R1 年度)

令和元年度の公務災害の受理および認定件数は2件でした。

(5) 通勤災害の状況 (R1 年度)

令和元年度の通勤災害の受理および認定件数は0件でした。

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況 (R1 年度)

令和元年度に勤務条件に関する措置要求はありませんでした。

(7) 不利益処分に関する不服申し立ての状況 (R1 年度)

令和元年度に不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

6. 特別職の報酬等の状況 (R2.4.1 現在)

区分	給料月額	期末手当
町長	770,000 円	年間 3.4 月分
副町長	625,000 円	
教育長	580,000 円	

区分	報酬月額	期末手当
議長	286,000 円	年間 3.4 月分
副議長	227,000 円	
議員	181,000 円	

7. 職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数			主な増減理由
		R1 年	R2 年	前年比	
一般行政部門	議会	3 人	3 人	0 人	
	総務	50 人	50 人	0 人	
	税務	13 人	13 人	0 人	
	民生	89 人	92 人	3 人	業務見直しによる増員
	衛生	28 人	27 人	△1 人	業務見直しによる減員
	農林水産	25 人	25 人	0 人	
	商工	12 人	12 人	0 人	
	土木	17 人	17 人	0 人	
	小計	237 人	239 人	2 人	
特別行政部門	教育	58 人	56 人	△2 人	業務見直しによる減員
	消防	47 人	48 人	1 人	業務見直しによる増員
	小計	105 人	104 人	△1 人	
会計部門	病院	38 人	36 人	△2 人	業務見直しによる減員
	水道	11 人	11 人	0 人	
	下水道	1 人	1 人	0 人	
	その他	24 人	24 人	0 人	
	小計	74 人	72 人	△2 人	
合計		416 人	415 人	△1 人	

8. 職員の分限および懲戒処分の状況 (R1 年度)

区分	種類	内容	該当
分限処分	降任 免職 休職 降給	・勤務成績が良くない場合 ・心身の故障の場合 ・職に必要な適格性を欠く場合 ・職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 ・刑事事件に関し、起訴された場合 ・失職した場合	0 件
	懲戒処分	・法令に違反した場合 ・業務上の義務に違反または職務を怠った場合 ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0 件